2 高土政第 1161 号 令和 3 年 3 月 1 日

土木部各課長

様

各土木事務所長

土木部長

災害時における暫定契約事務取扱要領の策定について(通知)

風水害震火災若しくは予見し難い非常事態により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に発注する緊急応急工事の取扱いについては、「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について」(平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知。以下「緊急発注通知」という。)によることとしていますが、緊急発注通知では前金払の規定が無いことから、施工内容によっては、受注者の一時的な財政負担が必要となる場合があり、経営環境の悪化を招くこと等が懸念されます。

このため、緊急応急工事について、受注者の円滑な資金調達を支援することを目的 として、別添のとおり「災害時における暫定契約事務取扱要領」を策定しましたので、 通知します。

なお、この通知は、施工に際し人員や資機材の調達が必要な緊急応急工事について、 受注者に対して迅速に前払金を支払うことを目的としており、緊急度が極めて高く、 財政負担が比較的軽微なものについては、従来どおり、緊急発注通知により対応する こととしてください。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL:088-823-9813

災害時における暫定契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、風水害震火災若しくは予見し難い非常事態(以下「災害等」という。)により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に発注する緊急応急工事について、受注工事の人員や資機材の確保に要する資金の円滑な調達を支援するため、受注者に対して迅速に前払金を支払うことを目的として締結する暫定契約(以下「暫定契約」という。)に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 暫定契約は、「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について」 (平成18年8月14日付け18高建管第316号土木部長通知。以下「緊急発注通知」 という。)の2(1)に規定する緊急応急工事のうち、応急仮設橋や大規模な道路啓 開など、施工に際し相応の資機材を要し、受注者に対し資金調達の支援が必要と認 められる工事を対象とする。なお、道路幅員を確保するための小規模な崩壊土砂の 除去工事など、緊急度が極めて高く、財政負担が比較的軽微なものについては、緊 急発注通知により対応するものとする。

(適用基準)

第3条 暫定契約は、直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険又は支障を及ぼすものであって、詳細な設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応できないと判断される工事に適用する。

(発注方法)

- 第4条 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により 競争入札に付することができないとき」)によることとし、詳細については建設工事 随意契約の事務取扱要領(平成20年3月25日付け19高建管第1131号土木部長通 知)によること。
- 2 高知県建設工事競争入札参加資格を有し、国又は地方公共団体との間において過去2年間に2回以上の取引実績等のある事業者のうち、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した事業者に発注すること。

(契約方法)

第5条 暫定契約においては、その工事の特性や一定の要件を満たす有資格者業者から選定することを考慮し、債務不履行となる恐れが極めて低いことから、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第40条第6号の規定により、契約保証は求めないものとし、建設工事請負契約書(契約保証金免除タイプ)に「当初において

暫定契約とする特約条項」(別紙1)を付記して締結する。

(暫定契約とする内容)

- 第6条 暫定契約は、工事内容(工法、数量、図面等)及び設計金額、工期について 概要・概算で発注する。
- 2 暫定契約は、当初において「請負代金額」は「概算請負代金額」、「工期」は「暫 定工期」とする。

(変更契約)

- 第7条 暫定契約を締結した工事については、受発注者双方が可及的速やかに現場状況の把握に努め、発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で十分に変更内容について協議を行った上で、建設工事請負契約書第18条及び第19条の規定に基づき、工事内容、請負代金額、工期等について精査し、変更契約を締結する。
- 2 請負率については、当初(随意契約締結時)の見積書記載価格と請負対象金額と の比率により算定し、以後の変更契約においても、その請負率を適用する。
- 3 第1項に定める変更契約については、設計変更に関する事務取扱要領(平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高建管第 729 号土木部長通知) 第2条に定める設計変更の範囲及び第3条に定める別途契約の規定を適用しない。

(暫定契約の期間)

第8条 第5条に規定する契約を締結後、第7条に規定する変更契約が締結されるまでは、「暫定契約」として扱う。

(工事成績評定)

第9条 暫定契約を締結した工事については、「緊急工事発注依頼書により発注した工事の成績評定について」(平成18年1月30日付け17高建検第85号建設検査長通知)に準じ、工事成績評定の対象としない。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

当初において暫定契約とする特約条項

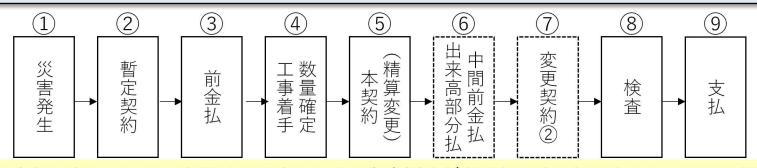
- 1 本契約は、緊急応急工事の初期活動を円滑に実施するため、当初は暫定契約として締結する。
- 2 受発注者の双方は、出来るだけ速やかに現地状況の把握に努め、その内容に基づき、 発注者は概要版である設計図書の内容を補完し、受発注者間で変更内容について十 分協議を行った上で、変更契約を締結する。
- 3 暫定とする期間は当初契約から2の変更契約までとし、当該期間において、建設工 事請負契約書中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるの は「暫定工期」と読み替えるものとする。

(令和3年4月1日より適用)

ポイント

- ▶ 概算数量+随意契約+契約保証免除で発注
- ▶ 建設工事請負契約書を使用
- ▶ 適用要件を大規模災害に限定しない

- → 手続き期間等を短縮し**工事着手を迅速化**
- → 前払金の支払いを可能とし**資金調達を円滑化**
 - → 普段使いできる制度とし**防災力を強化**



- ①緊急応急工事について、資機材の調達のための**資金援助が必要と認められるもの**については暫定契約を締結。 (資機材の調達を要しない緊急応急工事については、従来どおり、緊急発注依頼書により対応)
- ②概算数量で契約(暫定契約)を締結 ※平面図、標準断面図、概算数量により設計金額を算定し、予定価格を調整 暫定契約書は使用せず、特約を付した**建設工事請負契約書**を使用 ※暫定契約期間中における受発注者双方の権利義務を明確化 発注方式は**随意契約とし、契約保証は求めない**。
- ③前金払い手続きは通常の契約手続きによる。
- ④契約締結後、受発注者双方が現場状況の把握に努め、概要版である設計図書を補完 ※費用負担について
 - ・起工測量に要する費用及び平面図・縦横断図・構造図・展開図等の計画図面の作成費用は共通仮設費に含むものとする。
 - ・公共測量に該当する測量、構造計算を伴うなど比較的複雑な計画図の作成費用、地盤調査等は別途計上とする。
- ⑤設計図書(図面、数量等)を確定し、本契約を締結(契約書は、通常の第1回変更契約書) 請負率は当初契約時の比率を適用する。

本契約締結時においても契約保証は求めない。

暫定契約→本契約(第1回変更契約)においては、変更増減額の制限(3割、2千万円)は適用しない。

- ⑥設計図書の確定後であれば、出来高部分払又は中間前金払※の請求も可能。※最低限の工程管理が前提
- ⑦必要に応じ変更契約を締結(回数制限無し)。⇒⑤と異なり、変更増減額の制限(3割、2千万円)が付されることに留意
- 8成績評定の対象外とする。